

【教員・研究者・相談員の方 ぜひ御参加ください!!】

オンラインシンポジウム

# 狙われる18歳！？

## ～ 待ったなし！ 引下げまであと1年～

2022年4月1日から、民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳、19歳が未成年者取消権を行使できなくなります。若年者の消費者被害の急増が見込まれ、これを防止・救済するため、実践的な消費者教育を推進することは喫緊の課題です。

今回のシンポジウムでは、成年年齢の引下げの問題点を改めて整理し、学校教育現場（高校・大学）や自治体での取り組みや課題を挙げ、これからの若年者に向けた消費者教育の在り方を議論します。

### 【プログラム】

- ◆報 告：遠藤郁哉弁護士（日弁連 消費者問題対策委員会 副委員長）  
「10分でおさらい！ 引下げの問題点と課題」
- ◆報 告：(独)国民生活センター講師  
「若者に関する最近の消費生活相談について（仮）」
- ◆報 告：俣倉朋美氏（新潟県県民生活・環境部県民生活課主任／高校教諭（家庭））  
「高等学校等での対応と課題～家庭科教員と消費者行政の視点から～」
- ◆報 告：小野由美子氏（東京家政学院大学現代生活学部准教授／(一社)消費生活総合サポートセンター会長）  
「大学及び特別支援学校における成年年齢引き下げへの対応と課題」
- ◆上記報告者によるパネルディスカッション  
コーディネーター：谷口央弁護士（日弁連消費者問題対策委員会委員）

**日時：2021年4月8日（木）18時～19時30分**

**開催方法：ZOOMウェビナーを利用したオンライン開催**

**申込：2021年4月1日までに、下記URL又は二次元バーコードからお申し込み下さい。**

**URL：https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/shohisha18/kyoiku/**



※WEB中継の参加方法は、開催日が近づきましたら、申込みされた方宛てにメールで御案内いたします。

【個人情報の取扱いについて】

お申込みにより御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。以上について同意をいただいた上でお申し込みください。

主催：日本弁護士連合会

共催：東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会

後援：文部科学省 消費者庁 日本消費者教育学会 公益財団法人消費者教育支援センター